

アーバンデザインセンター坂井 指定管理者の候補者選定委員会 選定結果

1 募集施設

施設名	指定期間	募集区分	募集方法
アーバンデザインセンター坂井	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで	単独	非公募

2 申請者

申請者	所在地
一般社団法人 アーバンデザインセンター坂井	坂井市三国町南本町三丁目6番51号

3 総合政策部候補者選定委員会

1) 総合政策部候補者選定委員会の組織 委員6名

2) 総合政策部候補者選定委員会開催状況

【第1回】令和6年10月30日（水）午前 9時30分～11時20分

- ・委員の委嘱
- ・委員長の選出
- ・候補者選定に係る審査マニュアルの説明
- ・配付資料の説明
- ・申請者に対するヒアリング（質疑応答）の実施
- ・各委員による審査及び審査結果の取りまとめ
- ・指定管理者候補者の選定

4 基準価格等

基準価格等 ※			類似施設運営 実績の有無
基準価格 ①	提案価格 ②	提案率 (②/①)	
25,200	25,200	100%	無

※「基準価格等」は、指定期間全体の数値を計上。単位は、千円。

5 審査方法

「指定管理者の候補者選定に係る審査マニュアル」に基づき、提出された申請書の内容を選定項目に照らし合わせ、また、個別に提案を求めた事業計画等について、提出された申請書により、その内容を審査した。

6 選定方法

内容審査の結果、申請者を指定管理者の候補者として選定した。

7 選定結果

1) 選定理由

「指定管理者の候補者選定に係る審査マニュアル」に基づき、提出された申請書の内容を選定項目に照らし合わせ、また、個別に提案を求めた事業計画等について、提出された申請書により、その内容を審査した結果、一般社団法人アーバンデザインセンター坂井については、当該施設の設置目的を十分に理解したうえで、空き家や空き地を利活用したまちづくり事業や学の知見を生かした歴史文化の保全事業などの優れた提案があり、かつ、過去に当該施設に係る管理運営の実績を有し、引き続き当該施設を適正、かつ、効果的に管理運営を行う能力を有していると判断できるため、一般社団法人アーバンデザインセンター坂井を指定管理者の候補者として選定した。

2) 選定項目に係る判定結果

選定項目	判定
(条例第4条第1号) 事業計画書の内容が、住民の平等利用を確保することができるものであるか	○適・否 (適・否判定)
(条例第4条第2号) 事業計画書の内容が公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであるか	○適・否 (適・否判定)
(条例第4条第3号) 指定管理者が計画書に沿って管理を適正かつ確実にを行う人的能力及び物的能力を有するものであるか	○適・否 (適・否判定)
(条例第4条第4号) その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	○適・否 (適・否判定)

※ 条例：坂井市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例